



発行 東京都

目次

○宅地建物取引業法による行政処分(二件).....一
.....(都市整備局住宅政策推進部不動産課).....一
告 示 (消)

公 告

○火災予防施行規程の一部改正.....一
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請.....一
.....(生活文化局都民生活部地域活動推進課).....二
○特定非営利活動法人の認定.....(同).....三
○国土調査の成果の認証.....
.....(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課).....三
○低NOx・低CO₂小規模燃焼機器の認定.....
.....(環境局環境改善部大気保全課).....三

告 示

●東京都告示第九百七十四号
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五條第二項の規定による行政処分について、同法第七十條第一項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十六年七月二日

一 被処分者
東京都知事 外 添 要 一

(一) 商号 株式会社ホームリイ

(二) 代表者氏名 代表取締役 高橋 忠雄

(三) 主たる事務 江戸川区東瑞江一丁目二十七番二号
所の所在地 大庭ビル一〇一号

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第八五八〇三号

(五) 免許年月日 平成二十三年四月二十八日

二 処分年月日 平成二十六年六月二十四日

三 処分内容 業務の全部の停止四十五日間(平成二十六年七月八日から同年八月二十一日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第三十七條第一項、第四十四條及び第六十五條第二項第二号

●東京都告示第九百七十五号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五條第四項の規定による行政処分について、同法第七十條第一項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十六年七月二日

東京都知事 外 添 要 一

一 被処分者

(一) 商号 株式会社部屋下コロ

(二) 代表者氏名 代表取締役 河合 慶太

(三) 主たる事務 港区六本木六丁目一番二十六号
所の所在地

(四) 免許証番号 国土交通大臣(2)第七六六五号

(五) 免許年月日 平成二十五年二月四日

二 処分年月日 平成二十六年六月二十四日

三 処分内容 業務の全部の停止二十二日間(平成二十六年七月八日から同月二十九日まで)

年七月八日から同月二十九日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第三十五條第一項、第三十七條第二項及び第六十五條第四項第二号

告 示 (消)

●東京消防庁告示第5号

火災予防施行規程(昭和37年7月東京消防庁告示第17号)の一部を次のように改正する。
平成26年7月2日

東京消防庁

消防總監 大 江 秀 敏

第9條の4を第9條の5とし、第9條の3の次に次の1條を加える。

(消防總監が定める大規模な屋外催しの要件)

第9條の4 条例第55條の3の8第1項に規定する消防總監が定める要件は、一日当たり10万人以上の人が予想され、かつ、催しを主催する者が出店を認める露店等の計画数が100店舗を超える規模の催し又はこれに準ずる規模を有する催しとして消防署長(2以上の消防署の管轄区域にわたる催しにあつては、消防總監)が認めるものとする。

別記様式第8号中

連絡電話

連絡電話

に、「技術

(本)「を「技術講習」に、「実務(再)」を「実務講習」に、「写真ちよう付欄」を「写真貼付欄」に改め、同様式備考1中「網かけ部分」を「網掛けの欄」に改める。

附 則

1 この告示は、平成26年8月1日から施行する。ただし、別記様式第8号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の火災予防施行規程別記様式第8号の用紙で、現に存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

- 平成二十六年七月二日
- 東京都知事 舩 添 要 一
- 一 申請のあった年月日
平成二十六年六月二日
 - 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人青梅こども未来
 - 三 代表者の氏名
稲葉 恭子
 - 四 主たる事務所の所在地
東京都青梅市東青梅一丁目七番地の七
 - 五 定款に記載された目的
この法人は、子どもの自ら育とうとする力を引き出し、

応援していくための各種支援事業を行う。また、親の立場からの子育てを内外から支えるための子育てに関する総合的支援事業を行い、安心して子育て・子育てが出来る環境づくりに寄与する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年六月二日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人みずきの会
- 三 代表者の氏名
藤原 幸雄
- 四 主たる事務所の所在地
東京都町田市本町田二千五百七番地四 ハ一六一〇
- 五 定款に記載された目的
本会は年齢や障害を問わず、福祉の支援を必要とする人が、地域の人間関係を保ちながら自立し、心安らかに健やかな生活を過ごせるよう、市民や行政と連携しながらそのため必要な活動を行う。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年六月二日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人NPOいきがいサロンオーリーブ
- 三 代表者の氏名
加世田 輝三
- 四 主たる事務所の所在地

東京都小平市小川町一丁目九百七十二番地一
定款に記載された目的

この法人は、自立生活が十分でない、あるいはその自立が損なわれている高齢者・障害者へ必要な支援を総合的に提供する事業を行い、地域住民の地域福祉への関心と理解を深め、ともに生きるまちづくりに、コミュニティボランティア活動を展開し、すべての高齢者・障害者が人生の最期まで、人間としての誇りと生き甲斐を持ち、精一杯人生を謳歌できる、人間性豊かな活力ある地域社会・福祉コミュニティ作りに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年六月三日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人マナーキッズプロジェクト
- 三 代表者の氏名
田中 日出男
- 四 主たる事務所の所在地
東京都杉並区高円寺北三丁目二十二番三号 デルコホームズ
- 五 定款に記載された目的
この法人は、全国の幼稚園園児・小学校児童に対し、スポーツ・文化及び社会活動を通し、日本の伝統的な礼法を体験させることにより、挨拶、礼儀作法の基本的マナーの習得、体力・運動能力及び知的能力の向上をはかり、「体」、「徳」、「知」のバランスのとれた世界に通用する背骨ある人材育成に寄与することを目的とする。

(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年六月三日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人むつみ福祉会
- 三 代表者の氏名
高柳 泉
- 四 主たる事務所の所在地
東京都渋谷区幡ヶ谷三丁目四十四番十号 フォレスト

3 五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として障害者通所作業所を運営し、普及・啓発・就労等の支援をすること、知的障害・身体障害・精神障害など障害のある人となない人が、ともに社会でつながりを持ち、住み慣れた街で安心して自立した地域生活を送ることが出来るように寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。
平成二十六年七月二日

一 名称
東京都知事 舩 添 要 一

特定非営利活動法人世界の子どもにワクチンを 日本委員会

- 二 代表者の氏名
細川 佳代子
- 三 主たる事務所の所在地
東京都港区三田四丁目一番九号
- 四 認定の有効期間
平成二十六年六月二十日から平成三十一年六月十九日まで

国土調査の成果の認証について

青梅市における国土調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。
平成二十六年七月二日

- 一 調査を行った者
東京都知事 舩 添 要 一
の名称
青梅市
- 二 調査を行った期
平成二十四年十月から同年十一月まで
- 三 成果の名称
青梅市(大門一丁目地内)の地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地
青梅市大門一丁目地内
- 五 認証年月日
平成二十六年六月二十三日

低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定について

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百五号)第二百二十七条第二項に規定する窒素酸化物及び二酸化炭素の排出量が少ないと認められる機器について、東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定要綱(平成元年二月十六日付六十三環大規第二二二号)第六条第一項の規定により、次のように認定したので、同要綱第九条第一項の規定に基づき公告する。
平成二十六年七月二日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 認定した機器等
 - (一) 低NO_x・超高効率燃焼機器
別記一のとおり
 - (二) 低NO_x・高効率燃焼機器
別記二のとおり
- 二 認定年月日
平成二十六年六月十三日

別記一

低NOx・超高効率燃焼機器

認定番号

GX一四一〇〇一

GX一四一〇〇二

認定機器の種類
蒸気ボイラー
同右

代表型式の名称
RBO一1500PGN
RBO一1000PGN

申請者の氏名又は名称
株式会社サムソン
同右

別記二

低NOx・高効率燃焼機器

認定番号

GY一四一〇〇一

認定機器の種類
蒸気ボイラー

代表型式の名称
RBO一750PGN

申請者の氏名又は名称
株式会社サムソン

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002

